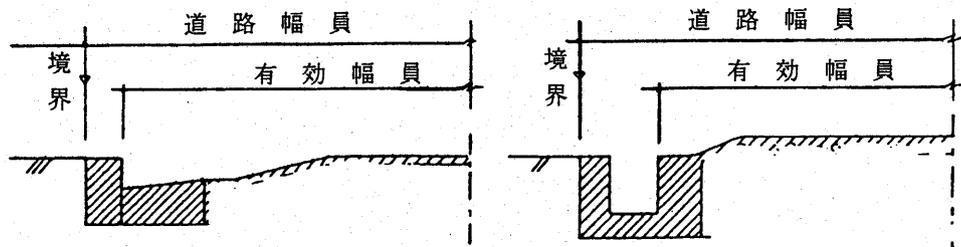


道路の位置の指定に関する運用方針

第1 指定を受けようとする道の基準

- 1 最小幅員が有効4メートル以上あること。

なお、この基準中における幅員は次図によることとする。



ただし、コンクリート蓋等で車両通行上支障がない場合は当該側溝等を有効幅員に含めることができる。

- 2 両端が他の道路に接続するものであること。ただし、次のイからニまでの一に該当する場合には袋路上道路（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。）とすることができる。

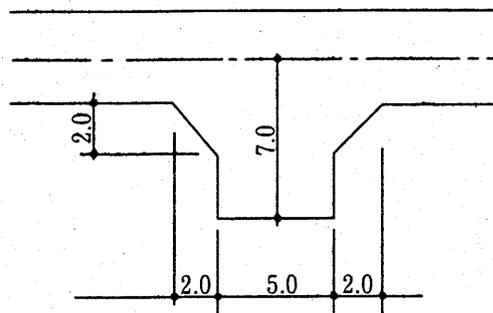
イ 終端が公園、広場、河川敷その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合

ロ 延長（既存の幅員6メートル未満の袋路状道路に接続する道にあっては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。）が35メートル以下の場合

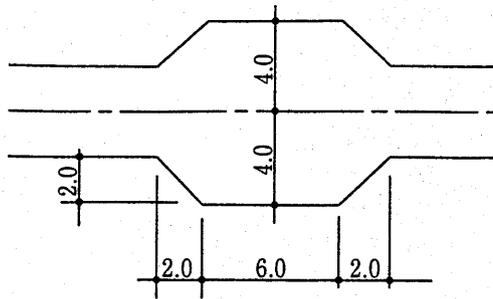
ハ 終端および区間35メートル以内ごとに自動車の転回広場（次図に示すものを標準とする。）を設けた場合

- (1) 中間部転回広場

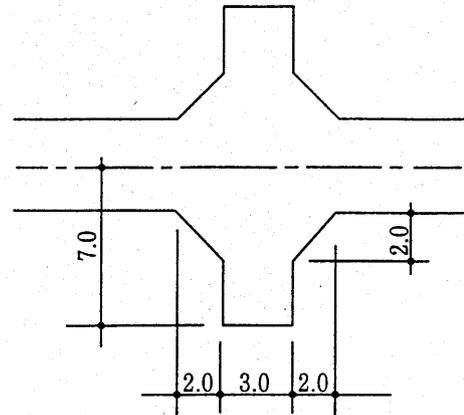
(イ)



(ロ)

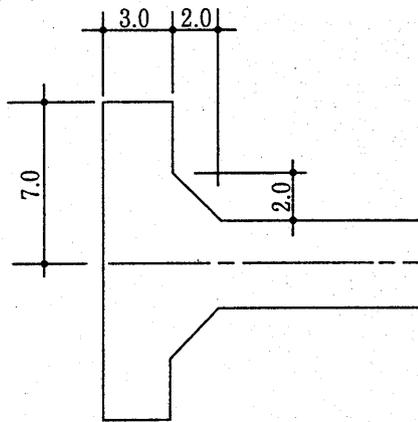


(ハ)

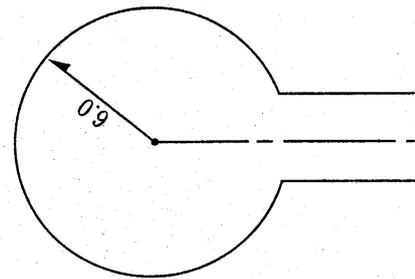


(2) 終端部転回広場

(イ)



(ロ)



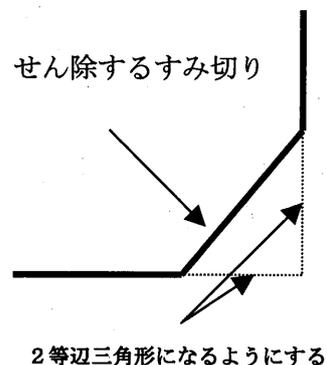
ニ 幅員が6メートル以上の場合

- 3 道が同一平面で交差し、もしくは接続し、または屈曲する箇所（交差、接続または屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）は、次の表に定めるすみ切りをせん除すること。ただし、周囲の状況によりやむを得ないまたはその必要がないと認められる場合においては、この限りでない。

表 すみ切りせん除標準 (m)

道路幅員	交差角	4 m以上 6m未満	6 m以上 8 m未満	8 m以上
4 m以上 6 m未満	90度前後	3.0		
	60度前後	4.0		
6 m以上 8 m未満	90度前後	3.0	5.0	
	60度前後	4.0	6.0	
8 m以上	90度前後	3.0	5.0	5.0
	60度前後	4.0	6.0	6.0

表中のすみ切りせん除は
下図のとおり



- 4 縦断勾配は、9パーセント以下であること。ただし、地形等によりやむを得ないと認められる場合は、小区間に限り12パーセント以下とすることができる。
- 5 階段状でないものであること。ただし、避難および通行の安全上支障がないと認められる場合はこの限りでない。
- 6 砂利敷きその他ぬかるみとならない構造（原則としてアスファルトまたはコンクリートで舗装すること）であり、かつ雨水排水に必要な横断勾配が付されていること。
- 7 道およびこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。

第2 位置の指定を受けた道路の標示

位置の指定を受けた道路である旨を標示するためのコンクリート造または石造のくいを起点および終点に設置しなければならない。

第3 指定を受けようとする道路の地籍

道路の位置の指定を受ようとする土地（指定申請後、所要の工事を伴うものにあつては工事完了後）については、1筆の公衆用道路として登記しておかなければならない。